

～消費者注意情報～

「分電盤（ブレーカー）の無料点検をします」に注意！
～ 70 歳以上の高齢者の相談が7割を超えています ～

令和7年8月28日

相談事例

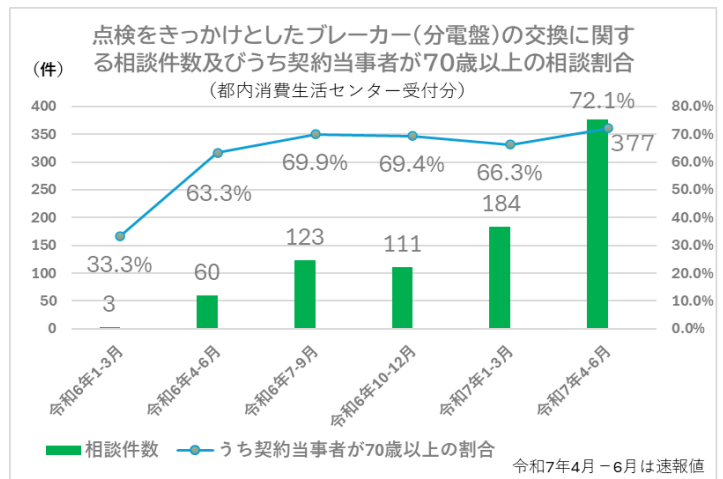
1週間前、一人暮らしの母親宅に「分電盤の無料点検をする」と言って事業者が突然来たようだ。「分電盤が古いのでこのままだと火災になる可能性がある。早く交換したほうがよい」と言われて、その場で16万円の分電盤交換工事を契約したらしい。昨日母親宅に行き、契約書を見て知った。本当に必要な工事かもわからないので、クーリング・オフをしたい。（相談者 60 歳代 女性、契約当事者 80 歳代 女性）

ココに注意！…東京都消費生活総合センターからのアドバイス

★ 分電盤の無料点検に関する相談が急増中！特に 70 歳以上の高齢者に集中しています

都内の消費生活センターには「分電盤の無料点検に応じたところ、不安をあおられて、交換工事の契約をしてしまった」「点検の約束をしてしまったが、断りたい」等の相談が多く寄せられています。

無料点検をきっかけに、ガス給湯器、屋根などの工事を契約させる手口（点検商法）は、以前からありましたが、昨年度から分電盤の点検に関する相談が急増し、令和7年4月から6月の3か月では、前年同時期の6倍以上に増えました。このうち、契約当事者が70歳以上の相談が、全体の7割を超えており、在宅時間の長い高齢者が狙われているといえます。



★ その場で契約せず、信頼できる人に相談を！

分電盤を含む家庭用電気設備は、電力会社に4年に1回の点検（法定点検）が義務付けられています。**法定点検の場合は、事前に書面で点検日を案内しており、電話で連絡することはなく、点検後に契約を勧めることはありません。**電気設備の点検について連絡や訪問があった場合は、**調査の目的を確認し、調査員証の提示を求めるように**しましょう。

万が一、訪問した事業者から契約を迫られても、その場で**すぐに契約せず**に、一旦保留にし、**家族や信頼できる人に相談し、慎重に判断**しましょう。

★ 訪問販売による契約の場合、8日以内ならばクーリング・オフができます

★ トラブルが生じた場合は、すぐに最寄りの消費生活センターへ相談しましょう

東京都消費生活総合センター 03-3235-1155

高齢消費者見守りホットライン（ご家族・ホームヘルパー・ケアマネージャー等からの通報・問い合わせ）

03-3235-1334

お近くの消費生活センター 局番なし188（消費者ホットライン）

～9月は関東甲信越ブロック高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン月間です～

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/center/campaign/kourei_press.html○消費生活にかかわる東京都の情報サイト「東京暮らしWEB」 <https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp>○悪質事業者通報サイトへ情報をお寄せください <https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/tsuho/>

寄せられた情報は、悪質事業者の指導や処分に役立つほか、都民の皆様への情報提供、啓発につながります。

